

# 新宿区の人事行政の運営状況

---



令和4年11月  
新宿区

---

---

# 目 次

---

---

I	任免及び職員数に関する状況	
1	採用選考の状況	1
2	昇任選考の状況	7
3	職員数	10
4	新規採用正規職員数	15
5	正規職員の退職者数	15
6	区内在住正規職員数	16
7	定員適正化計画の目標と取組み状況	16
II	等級別基準職務表及び等級ごとの職員数	17
III	人事評価の状況	
1	職員の人事評価	25
2	評価結果	26
IV	給与の状況	
1	人件費の状況	27
2	職員給与費の状況	27
3	ラスパイレス指数の状況	27
4	職員手当の状況	28
5	職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	32
6	職員の初任給の状況	32
7	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	33
8	一般行政職の級別職員数の状況	33
9	昇給の状況	34
10	特別職の報酬等の状況	35
V	勤務時間その他の勤務条件の状況	
1	勤務時間等	36
2	休暇制度	36
VI	休業の状況	39

VII	分限及び懲戒処分の状況	40
VIII	サービスの状況	40
IX	退職管理の状況	
1	退職管理	41
2	再就職の状況	41
X	研修の状況	42
XI	福祉及び利益の保護の状況	
1	東京都職員共済組合	43
2	公務災害補償	43
3	安全衛生管理	43
4	特別区職員互助組合	43
5	新宿区職員互助会	43
XII	特別区人事委員会の業務状況	
1	職員の競争試験及び選考の状況	44
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	53
3	勤務条件に関する措置の要求の状況	58
4	不利益処分に関する審査請求の状況	58

新宿区では、「新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年、区の人事行政の運営状況などを区民の皆様に公表し、公平性・透明性の確保に努めています。

本冊子では、区の職員数や給与の状況、勤務時間等の状況のほか、23区が共同で設置している特別区人事委員会の業務状況についてお知らせします。

なお、新宿区では、別に国等の調査において職員数等を公表しており、これにあわせて本冊子内において一部、下記調査での公表数値を掲載しています。

- ・ 地方公共団体定員管理調査
- ・ 地方財政状況調査
- ・ 地方公務員給与実態調査

# I 任免及び職員数に関する状況

## 1 採用選考の状況

ここに掲載している採用選考は、任命権者が、特別区人事委員会から委任されて実施したものです。特別区人事委員会が実施した競争試験及び採用選考の実施状況は、「XII 特別区人事委員会の業務状況」に掲載しています。

### (1) 受験資格・日程

#### 令和3年度

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第1次選考(筆記)	第2次選考(面接)	合格発表
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上 38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者(令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む)	令和4年 4月1日付 採用	令和3年 7月5日	令和3年8 月22日	令和3年 10月12日 10月13日 10月14日	令和3年 10月28日
看護師	Ⅱ類	無	45歳未満	看護師の免許を有する者(令和4年2月に行われる国家試験により免許取得見込みの者も含む)	令和4年 4月1日付 採用	令和3年 10月5日	令和3年 11月21日	令和3年 12月22日	令和3年 12月28日
技能Ⅱ (警備)	—	無	18歳以上 35歳未満	—	令和4年 4月1日付 採用	令和3年 10月5日	令和3年 11月21日	令和3年 12月16日	令和3年 12月28日
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上 38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者(令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む)	令和4年 4月1日付 採用	令和3年 11月5日	令和3年 12月19日	令和4年 1月26日 1月27日	令和4年 2月4日
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上 38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者(令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む)	令和4年 4月1日付 採用	令和4年 2月3日	令和4年 2月23日	令和4年 3月11日	令和4年 3月14日
事務 (育児休業代替 期付)	Ⅲ類	有	18歳以上	—	令和3年 7月1日 以降採用	令和3年 5月31日	令和3年 6月14日	令和3年 6月19日	令和3年 6月22日

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第1次選考(筆記)	第2次選考(面接)	合格発表
保健師 (育児休業代替任 期付)	I類	無	22歳以上 (22歳未満の者で 学校教育法に基づ く大学(短期大学を 除く。)を卒業した 者又はそれと同等 の資格があると認 められる者を含む。)	保健師の免許を有 する者	令和3年 8月1日 以降採用	令和3年 5月31日	令和3年 7月2日	令和3年 7月2日	令和3年 7月7日
事務 (育児休業代替任 期付)	III類	有	18歳以上	—	令和4年 4月1日 以降採用	令和3年 12月16日	令和4年 1月17日	令和4年 1月25日	令和4年 2月3日
保健師 (育児休業代替任 期付)	I類	無	22歳以上 (22歳未満の者で 学校教育法に基づ く大学(短期大学を 除く。)を卒業した 者又はそれと同等 の資格があると認 められる者を含む。)	保健師の免許を有 する者	令和4年 4月1日 以降採用	令和4年 1月18日	令和4年 2月21日	令和4年 2月21日	令和4年 3月1日
歯科衛生 (育児休業代替任 期付)	III類	無	—	歯科衛生士の免許 を有する者	令和4年 4月1日 以降採用	令和4年 1月18日	令和4年 2月21日	令和4年 2月21日	—
歯科衛生 (育児休業代替任 期付)	III類	無	—	歯科衛生士の免許 を有する者	令和4年 5月1日 以降採用	令和4年 3月10日	—	—	—

参考 令和2年度

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第1次選考(筆記)	第2次選考(面接)	合格発表
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上 38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者(令和3年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む)	令和3年 4月1日付 採用	令和2年7 月3日	令和2年8 月23日	令和2年 10月15日 10月16日 10月19日	令和2年 11月5日
技能Ⅱ (作業Ⅰ)	—	無	18歳以上 35歳未満	—	令和3年 4月1日付 採用	令和2年 10月5日	令和2年 11月29日	令和2年 12月25日	令和3年 1月13日
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上 38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者(令和3年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む)	令和3年 4月1日付 採用	令和2年 11月13日	令和2年 12月27日	令和3年 2月1日 2月2日	令和3年 2月12日
事務 (育児休業代替 期付)	Ⅲ類	有	18歳以上	—	令和2年 11月1日 以降採用	令和2年 8月12日	令和2年 9月12日	令和2年 9月12日	令和2年 9月30日
栄養士 (育児休業代替 期付)	Ⅱ類	無	—	栄養士免許を 有する者	令和2年 11月1日 以降採用	令和2年 8月12日	令和2年 9月12日	令和2年 9月12日	令和2年 9月30日
事務 (育児休業代替 期付)	Ⅲ類	有	18歳以上	—	令和3年 4月1日 以降採用	令和2年 10月5日	令和2年 11月29日	令和2年 12月23日 12月24日	令和3年 1月13日

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第1次選考(筆記)	第2次選考(面接)	合格発表
保健師 (育児休業代替任 期付)	I 類	無	22歳以上 (22歳未 満の者で 学校教育 法に基づ く大学(短 期大学を 除く。)を 卒業した 者又はそ れと同等 の資格が あると認 められる 者を含 む。)	保健師の免許を有 する者	令和3年 4月1日 以降採用	令和2年 10月5日	令和2年 11月29日	令和2年 12月24日	令和3年 1月13日
保健師 (育児休業代替任 期付)	I 類	無	22歳以上 (22歳未 満の者で 学校教育 法に基づ く大学(短 期大学を 除く。)を 卒業した 者又はそ れと同等 の資格が あると認 められる 者を含 む。)	保健師の免許を有 する者	令和3年 4月1日 以降採用	令和3年 1月20日	-	-	-
保健師 (育児休業代替任 期付)	I 類	無	22歳以上 (22歳未 満の者で 学校教育 法に基づ く大学(短 期大学を 除く。)を 卒業した 者又はそ れと同等 の資格が あると認 められる 者を含 む。)	保健師の免許を有 する者	令和3年 6月1日 以降採用	令和3年 3月5日	令和3年 4月9日	令和3年 4月9日	令和3年 4月13日

## (2) 実施状況

令和3年度

職種	採用時期	採用 予定者数	申込者数	受験者数	受験率	採用者数	倍率
福祉	令和4年 4月1日付採用	40人	57人	49人	86.0%	22人	2.2倍
看護師	令和4年 4月1日付採用	若干名	24人	21人	87.5%	3人	7倍
技能VI (作業Ⅲ)	令和4年 4月1日付採用	若干名	56人	38人	67.9%	1人	38倍
福祉	令和4年 4月1日付採用	15人	78人	56人	71.8%	12人	4.7倍
福祉	令和4年 4月1日付採用	若干名	9人	6人	66.7%	2人	3倍
事務(育児休業 代替任期待)	令和3年 7月1日付採用 (7月1日以降の採用)	5人	37人	24人	64.9%	8人 (10人)	※2.4 倍
保健師(育児休業 代替任期待)	令和3年 8月1日付採用 (8月1日以降の採用)	6名	4人	2人	50.0%	0人 (1人)	※2倍
事務(育児休業 代替任期待)	令和4年 4月1日付採用 (4月1日以降の採用)	若干名	15人	15人	100.0%	5人 (6人)	※2.5 倍
保健師(育児休業 代替任期待)	令和4年 4月1日付採用 (4月1日以降の採用)	5名	3人	2人	66.7%	2人 (2人)	※1倍
歯科衛生(育児 休業代替任期待)	令和4年 4月1日付採用 (4月1日以降の採用)	若干名	3人	0人	0%	-	-
歯科衛生(育児 休業代替任期待)	令和4年 5月1日付採用 (5月1日以降の採用)	若干名	0人	-	-	-	-

※は採用時期以降の採用者を含めた倍率



参考 令和2年度

職種	採用時期	採用 予定者数	申込者数	受験者数	受験率	採用者数	倍率
福祉	令和3年 4月1日付採用	35人	48人	44人	91.7%	22人	2倍
技能Ⅱ (作業Ⅰ)	令和3年 4月1日付採用	若干名	54人	31人	57.4%	3人	10.3倍
福祉	令和3年 4月1日付採用	10人	84人	64人	76.2%	14人	4.5倍
事務(育児休業 代替任期待)	令和2年 11月1日付採用 (11月1日以降の採用)	6人	32人	25人	78.1%	4人 (6人)	※4.2 倍
栄養士(育児休業 代替任期待)	令和2年 11月1日付採用 (11月1日以降の採用)	若干名	5人	4人	80.0%	1人 (1人)	※4倍
事務(育児休業 代替任期待)	令和3年 4月1日付採用 (4月1日以降の採用)	10人	98人	76人	77.6%	6人 (11人)	※6.9 倍
保健師(育児休業 代替任期待)	令和3年 4月1日付採用 (4月1日以降の採用)	若干名	2人	2人	100.0%	0人 (0人)	-
保健師(育児休業 代替任期待)	令和3年 4月1日付採用 (4月1日以降の採用)	若干名	1人	0人	0%	-	-
保健師(育児休業 代替任期待)	令和3年 6月1日付採用 (6月1日以降の採用)	若干名	1人	1人	100.0%	0人 (1人)	※1倍

※は採用時期以降の採用者を含めた倍率

## 2 昇任選考の状況

ここに掲載している昇任選考は、任命権者が、特別区人事委員会から委任されて実施したものです。特別区人事委員会が実施した昇任選考の実施状況は、「XII 特別区人事委員会の業務状況」に掲載しています。

また、主任職昇任選考及び係長職昇任能力実証では、採用区分により資格要件が異なります。

### (1) 主任職昇任選考

#### 令和3年度実施状況

区分	主な受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
種別A	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和4年3月末日現在、1級職に5年以上在職し、年齢41歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記	359人	257人	71.6%	66人	18.4%
	参考 令和2年度実施状況		370人	277人	74.9%	71人	19.2%
種別B	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和4年3月末日現在、1級職に10年以上20年未満在職し、年齢50歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記 研修	114人	43人	37.7%	5人	4.4%
	参考 令和2年度実施状況		117人	41人	35.0%	4人	3.4%
種別C	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和4年3月末日現在、1級職に20年以上在職し、年齢58歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記 研修	20人	8人	40.0%	0人	0.0%
	参考 令和2年度実施状況		14人	5人	35.7%	0人	0.0%

(2) 係長職昇任能力実証

令和3年度実施状況

区分	主な受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
種別A	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和4年3月末日現在、主任の職に在職する期間が5年以上で、年齢58歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記 面接	575人	65人	11.3%	31人	5.4%
	参考 令和2年度実施状況		569人	75人	13.2%	36人	6.3%
種別B	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和4年3月末日現在、主任の職に在職する期間が7年以上で、年齢50歳以上58歳未満のもの	人事評価 勤務評定	255人	42人	16.5%	16人	6.3%
	参考 令和2年度実施状況		223人	36人	16.1%	13人	5.8%

(3) 課長補佐職昇任能力実証

令和3年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和4年3月末日現在、係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、年齢58歳未満のもの	自己申告 人事評価 勤務評定	96人	46人	47.9%	18人	18.8%
参考 令和2年度実施状況		108人	48人	44.4%	13人	12.0%

別表①

事務系：事務、社会教育          福祉系：福祉、心理

一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究

医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

(4) 技能主任職昇任選考

令和3年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表②の職種の職務に従事する者で、令和4年3月末日現在、1級職に14年以上在職し、年齢58歳未満のもの	人事評価 筆記 面接	42人	13人	31.0%	5人	11.9%
参考 令和2年度実施状況		47人	14人	29.8%	3人	6.4%

(5) 技能長職昇任選考

令和3年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表②の職種の職務に従事する者で、令和4年3月末日現在、技能主任の職に4年以上在職し、年齢58歳未満のもの	人事評価 筆記 面接	84人	16人	19.0%	2人	2.4%
参考 令和2年度実施状況		94人	13人	13.8%	2人	2.1%

(6) 統括技能長職昇任選考

令和3年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表②の職種の職務に従事する者で、令和4年3月末日現在、技能長の職に3年以上在職し、年齢42歳以上58歳未満のもの	未実施	---	---	---	---	---
参考 令和2年度実施状況		---	---	---	---	---

別表② 技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ  
業務系：事務（業務）、業務

3 職員数（各年度4月1日現在）

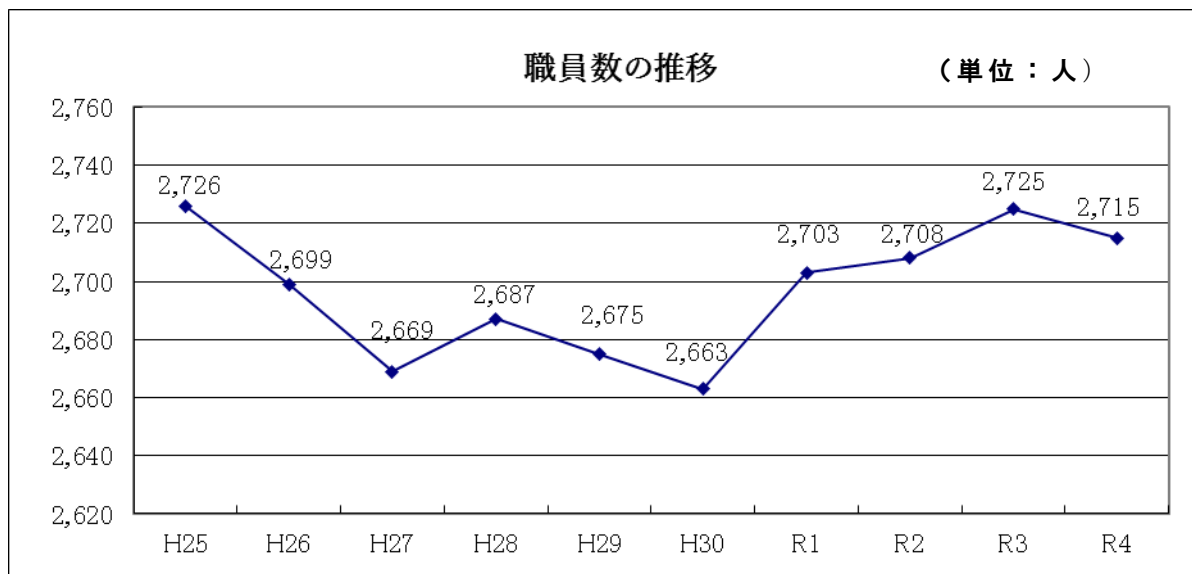
(1) 職層別正規職員数

(人)

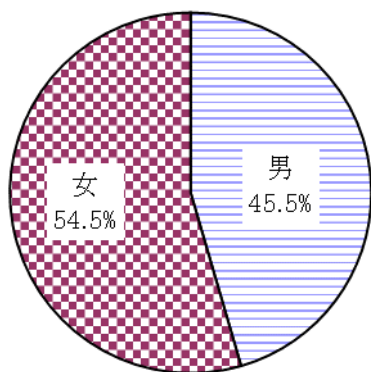
令和4年度	職層	部長・参事	課長・副参事		課長補佐	係長級		主任	係員	合計	割合
			うち重要困難課長			うち主査					
	男	19	(9)	68	75	219	(65)	447	406	1,234	45.5%
	女	2	(1)	23	34	199	(60)	606	617	1,481	54.5%
	職員数	21	(10)	91	109	418	(125)	1,053	1,023	2,715	
	構成比	0.8%	(0.3%)	3.3%	4.0%	15.4%	(4.6%)	38.8%	37.7%		
令和3年度	職層	部長・参事	課長・副参事		課長補佐	係長級		主任	係員	合計	割合
			うち重要困難課長			うち主査					
	男	22	(6)	68	76	221	(65)	457	407	1,251	45.9%
	女	2	(1)	25	31	197	(60)	628	591	1,474	54.1%
	職員数	24	(7)	93	107	418	(125)	1,085	998	2,725	
	構成比	0.9%	(0.3%)	3.5%	3.9%	15.3%	(4.6%)	39.8%	36.6%		

※職員数は、他団体からの派遣職員（東京都・警視庁・消防庁）及び指導主事を含む。

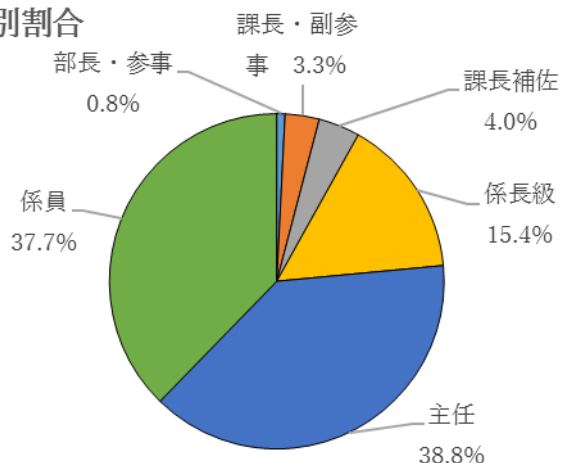
※課長補佐には統括技能長、係長級には技能長、主任には技能主任を含む。



男女別割合



職層別割合



(2) 組織別職員数【地方公共団体定員管理調査より】

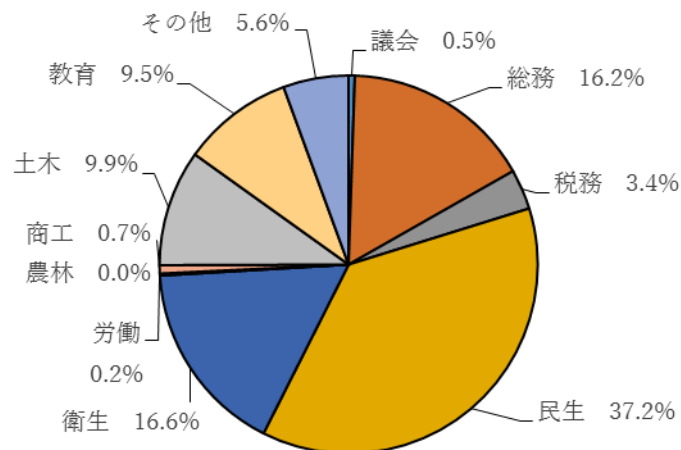
(人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年 4月1日	令和3年 4月1日		
普通会計部門	議会	15	15	0	
	総務	459	473	▲14	東京オリンピック・パラリンピック終了による減
	税務	97	96	1	職員配置の調整による増
	民生	1,052	1,041	11	児童相談所設置準備による増
	衛生	470	439	31	感染症対策（ワクチン接種等）による増
	労働	5	5	0	
	農林	0	0	0	
	商工	20	18	2	感染症対策（中小企業支援）による増
	土木	281	288	▲7	職員配置の調整及び欠員による減
	小計	2,399	2,375	24	
	教育部門	269	272	▲3	学校用務業務委託による減
小計	2,668	2,647	21		
会計部門 公営企業等	その他	158	159	▲1	職員配置の調整による減
合 計		2,826 [2,782]	2,806 [2,774]	20 [8]	

※職員数は、一般職に属する職員のうち、地方公務員の身分を有する休職者・再任用フルタイム職員・育休任期付職員などを含み、再任用短時間職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員・被災地派遣以外の派遣職員を除いています。

※[ ]は条例定数の合計です。(休職、育児休業等の職員は、定数外となります。)

組織別割合

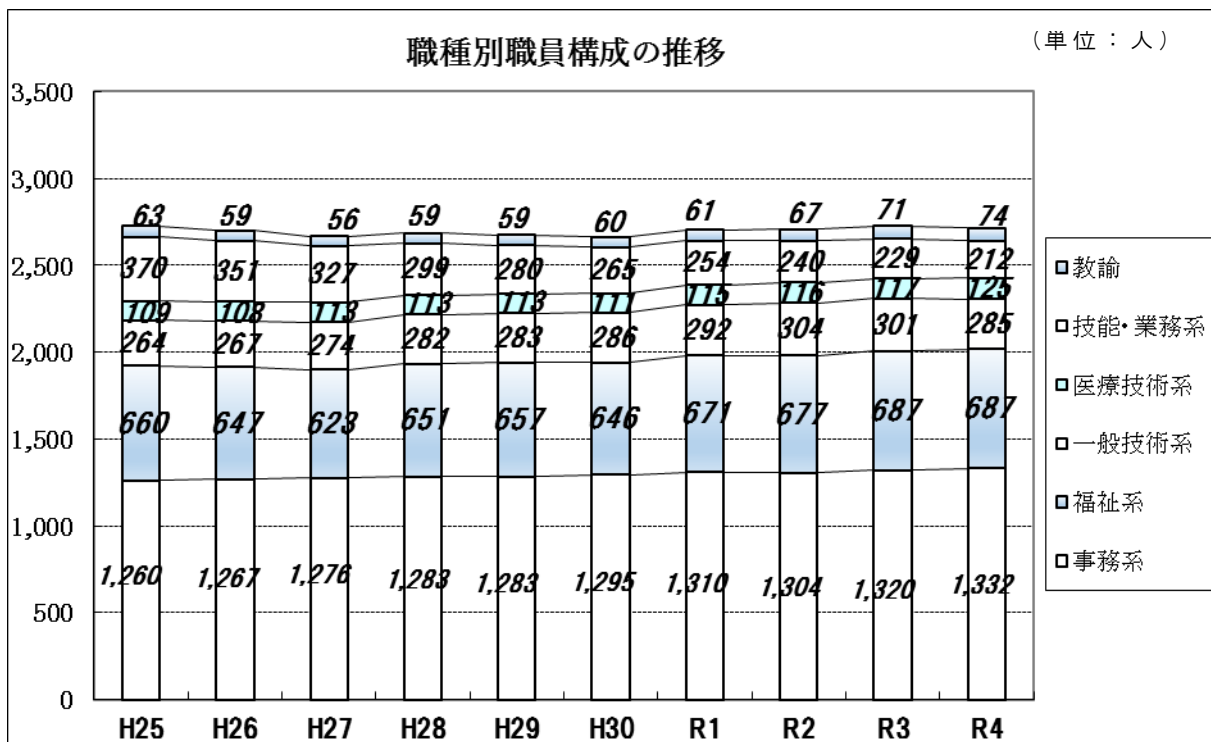
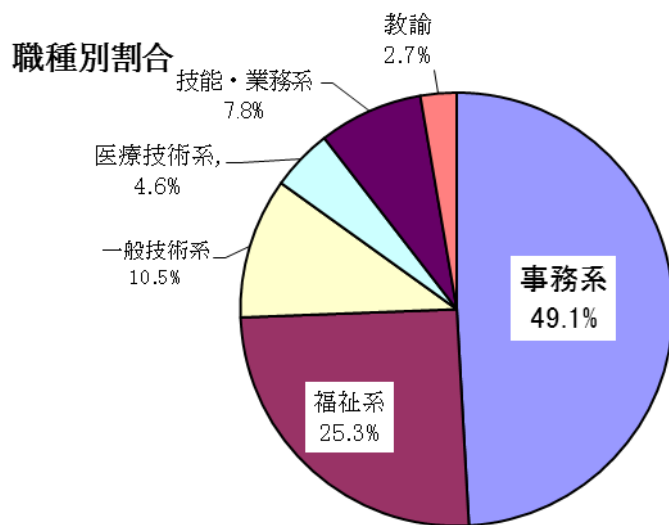


(3) 職種別職員構成

・正規職員

(人)

区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	761	571	87	600	194	91	7	118	178	34	7	67	1,234	1,481
	1,332		687		285		125		212		74		2,715	
	49.1%		25.3%		10.5%		4.6%		7.8%		2.7%			
区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	746	574	89	598	208	93	10	107	191	38	7	64	1,251	1,474
	1,320		687		301		117		229		71		2,725	
	48.4%		25.2%		11.1%		4.3%		8.4%		2.6%			



・再任用職員（フルタイム）

（人）

区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	29	18	1	16	9	0	1	1	20	10	0	0	60	45
	47		17		9		2		30		0		105	
	44.7%		16.2%		8.6%		1.9%		28.6%		0%			
区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	27	11	0	8	7	0	0	1	16	12	0	1	50	33
	38		8		7		1		28		1		83	
	45.8%		9.7%		8.4%		1.2%		33.7%		1.2%			

・再任用職員（短時間）

（人）

区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	38	23	3	26	5	0	0	3	17	13	0	2	63	67
	61		29		5		3		30		2		130	
	46.9%		22.3%		3.9%		2.3%		23.1%		1.5%			
区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	42	22	4	26	5	0	0	3	17	10	0	2	68	63
	64		30		5		3		27		2		131	
	48.9%		22.9%		3.8%		2.3%		20.6%		1.5%			

・育休任期付職員／育休臨時的任用教諭

（人）

区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	8	12	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	8	18
	20		0		0		2		0		4		26	
	76.9%		0.0%		0.0%		7.7%		0.0%		15.4%			
区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	4	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	3	4	13
	9		0		0		5		0		3		17	
	52.9%		0.0%		0.0%		29.4%		0.0%		17.7%			

※地方公務員の育児休業等に関する法律第六条に規定する職員をいう。

・臨時的任用職員／臨時的任用教諭

（人）

区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	7	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7	7
	12		0		0		1		0		1		14	
	85.8%		0.0%		0.0%		7.1%		0.0%		7.1%			
区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	7	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	7	11
	14		0		0		1		0		3		18	
	77.8%		0.0%		0.0%		5.5%		0.0%		16.7%			

※臨時的任用教諭は、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条に規定する職員をいう。



・会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）

（人）

区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	96(1)	186	45	473	19	7	4	105	20	38	16	46	200	855
	282		518		26		109		58		62		1,055	
	26.7%		49.1%		2.5%		10.3%		5.5%		5.9%			
区分 年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	110(1)	177	41	480	18	7	5	100	23	45	19	47	216	856
	287		521		25		105		68		66		1,072	
	26.8%		48.6%		2.3%		9.8%		6.3%		6.2%			

※職種については、正規職員の職種に基づき分類。

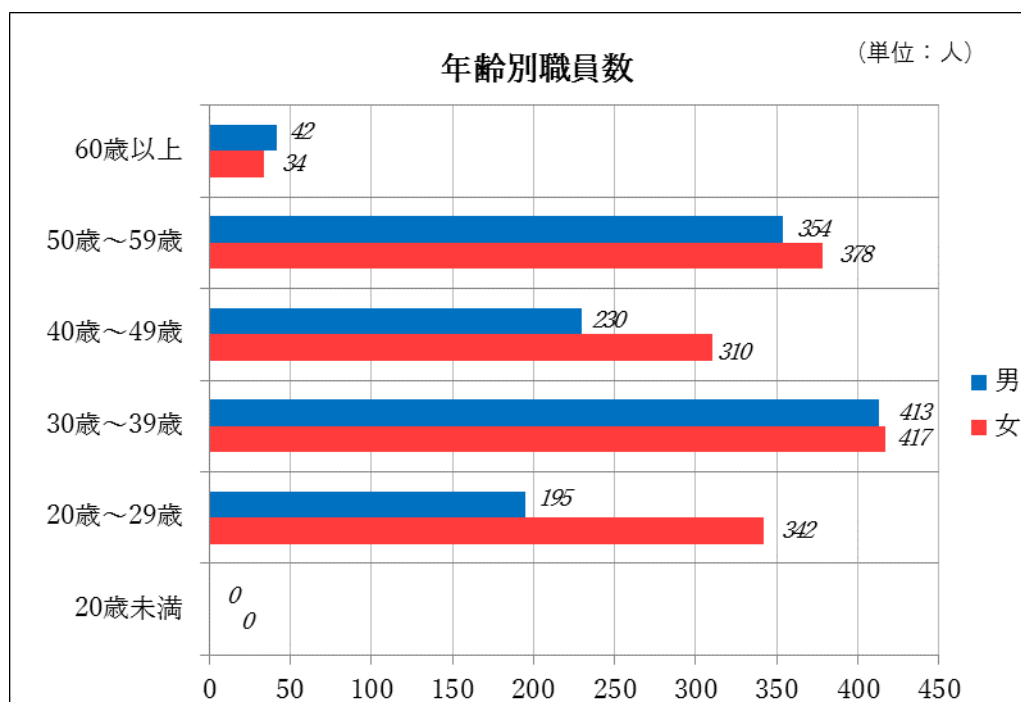
※フルタイム勤務の会計年度任用職員については、括弧書きの人数で内数。

（４）年齢別正規職員構成

（人）

区分 年度	20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 4年度	0	0	195	342	413	417	230	310	354	378	42	34	1,234	1,481
	0		537		830		540		732		76		2,715	
	0.0%		19.8%		30.6%		19.9%		26.9%		2.8%			
区分 年度	20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和 3年度	0	0	208	311	396	422	234	314	371	384	42	43	1,251	1,474
	0		519		818		548		755		85		2,725	
	0.0%		19.1%		30.0%		20.1%		27.7%		3.1%			

※職員の年齢は、各年度末を基準日とする。

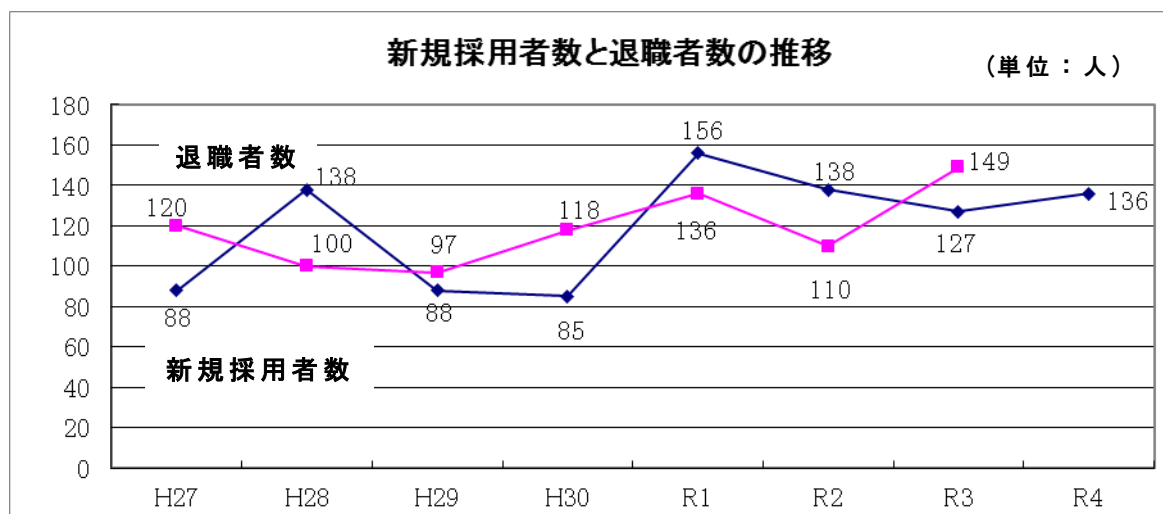


4 新規採用正規職員数（各年度4月1日現在） (人)

職種・職務名	令和4年度	令和3年度	対前年増減数
一般事務（Ⅰ類）	46	48	▲2
一般事務（Ⅲ類）	14	9	5
一般事務（経験者）	12	6	6
福祉（Ⅰ類）	6	5	1
福祉（経験者）	1	2	▲1
保育士	36	36	0
心理	0	2	▲2
心理（経験者）	2	0	2
土木造園（Ⅰ類）	0	1	▲1
建築（Ⅰ類）	0	0	0
建築（経験者）	0	0	0
機械（Ⅰ類）	0	1	▲1
電気（Ⅰ類）	0	0	0
衛生監視	0	3	▲3
学芸研究	0	0	0
医師	1	0	1
歯科衛生士	0	0	0
栄養士	0	0	0
保健師	10	5	5
看護師	3	0	3
技能Ⅰ（自動車運転）	0	0	0
技能Ⅱ（作業Ⅰ）	0	3	▲3
技能Ⅱ（警備）	1	0	1
技能Ⅵ（作業Ⅲ）	0	0	0
幼稚園教諭	4	6	▲2
合計	136	127	9

5 正規職員の退職者数（各年度末現在）

年度	退職事由				計
	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡等退職	
令和3年度	84人	10人	48人	7人	149人
令和2年度	60人	12人	36人	2人	110人



※令和4年度の退職者数は、確定していないため未計上。

## 6 区内在住正規職員数（各年度4月1日現在）

年度	男		女		合計	
	職員数	割合※ <sup>1</sup>	職員数	割合※ <sup>1</sup>	職員数	割合※ <sup>2</sup>
令和4年度	104人	39.7%	158人	60.3%	262人	9.6%
令和3年度	101人	39.8%	153人	60.2%	254人	9.3%

※1 区内に在住する職員のうち男性・女性の割合

※2 正規職員数2,715人（P10参照）のうち区内に在住する職員の割合

## 7 定員適正化計画の目標と取組み状況

### （1）平成29年度までの取組み状況

定員の適正化については、平成7年の財政非常事態宣言以降、「開かれた区政推進計画」「区政改革プラン」等に基づく行財政改革への取組みにより、事務事業や組織の見直しを行うことで定数削減に取り組んできました。

平成20年度からの10年間では、あわせて428名の削減計画に対し、再任用職員の活用等による職員定数の削減として129名、事務事業の見直しによる職員定数の削減として339名、計468名の定員削減を実施してきました。

#### ● 定員適正化計画の取組み状況（平成20年度～平成29年度）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	達成率
計画	▲27人	▲41人	▲78人	▲56人	▲68人	▲52人	▲37人	▲44人	▲17人	▲8人	▲428人	109.3%
実績	▲27人	▲44人	▲80人	▲56人	▲72人	▲59人	▲25人	▲63人	▲20人	▲22人	▲468人	

※各定員適正化計画に基づく平成20年度～29年度の計画数と実績を掲載しています。

※達成率は合計欄の数値による達成率です。

### （2）第一次実行計画期間中（平成30年度～令和2年度）における定員適正化計画

平成30年度及び令和元年度は学校用務業務の委託化により、それぞれ職員定数を8名削減しています。令和2年度は自転車交通対策業務の一括委託により職員定数を3名削減しました。

### （3）第二次実行計画期間中（令和3年度～令和5年度）における定員適正化計画

令和3年度は、保育園・子ども園調理業務及び学校用務業務の委託化やシステム再整備により、職員定数を11名削減しました。

引き続き、児童相談所・一時保護所の設置準備や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の行政需要に的確に対応する一方で、民間活力の積極的な導入、ICTの推進等による事務事業の見直しを進め、職員数の増加抑制及び効果的・効率的な執行体制の実現に努めます。

#### ● 定員適正化計画の取組み状況（平成30年度～令和3年度）

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	達成率
計画	▲8人	▲8人	▲3人	▲11人	100.0%
実績	▲8人	▲8人	▲3人	▲11人	

※第一次実行計画期間は平成30年度から令和2年度まで。

## Ⅱ 等級別基準職務表及び等級ごとの職員数

### (1) 等級別基準職務表

職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法第25条第4項の規定に基づき、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる「等級別基準職務表」を、職務の複雑、困難及び責任の度に応じて定めています。（「新宿区職員の給与に関する条例」第5条及び「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例」第6条）

また、同法第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

なお、職員数は各年度4月1日現在の数で、再任用職員及び臨時的任用職員を含み、本給料表が適用されない他団体からの派遣職員（東京都・警視庁・消防庁）及び指導主事は除きます。

### (2) 給料表及びその適用範囲

給料表の種類とその適用される職種又は職務名は以下のとおりです。

行政職給料表（一） 事務、社会教育、福祉、心理、土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究

行政職給料表（二） 自動車運転、介護指導、電話交換、警備、作業Ⅰ、調理、用務、作業Ⅱ、家庭奉仕、自動車運転Ⅱ、自動車整備、作業Ⅲ

医療職給料表（一） 医師、歯科医師

医療職給料表（二） 歯科衛生、理学療法士、作業療法士、検査技師、栄養士

医療職給料表（三） 保健師、看護師

幼稚園教育職員給料表 教諭

等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(一)

(1)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	910	36.4	主事	908	910	36.4	係員
				主事(再任用短時間)	2			
2級	主任の職務	1,012	40.5	主任	887	1,012	40.5	主任級
				主任(再任用)	37			
				主任(再任用短時間)	88			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	357	14.3	係長	67	357	14.3	係長級
				園長	9			
				所長	8			
				副所長	8			
				館長	7			
				館長(再任用)	1			
				主査	242			
				主査(再任用)	15			
4級	課長補佐の職務	112	4.5	係長(課長補佐)	76	112	4.5	課長補佐級
				係長(課長補佐)(再任用)	4			
				園長(課長補佐)	8			
				副所長(課長補佐)	2			
				次長(課長補佐)	1			
				主査(課長補佐)	15			
				主査(課長補佐)(再任用)	6			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	83	3.3	課長・担当課長	51	83	3.3	課長級
				課長(再任用)	1			
				所長	9			
				所長(再任用)	3			
				次長	1			
				副参事	12			
				副参事(再任用)	1			
副参事(再任用短時間)	5							
6級	部長、担当部長又は参事の職務	24	1.0	部長・担当部長	11	24	1.0	部長級
				局長	1			
				局長(再任用)	2			
				次長	1			
				所長	1			
				館長	1			
				参事	3			
				参事(再任用)	2			
				副部長	1			
				会計管理者(再任用)	1			
合計		2,498	100.0					

行政職給料表(一)

(2)令和3年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	882	35.6	主事	881	882	35.6	係員
				主事(再任用短時間)	1			
2級	主任の職務	1,048	42.3	主任	907	1,048	42.3	主任級
				主任(再任用)	48			
				主任(再任用短時間)	93			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	340	13.7	係長	74	340	13.7	係長級
				園長	10			
				所長	7			
				副所長	9			
				館長	7			
				主査	233			
4級	課長補佐の職務	100	4.0	係長(課長補佐)	76	100	4.0	課長補佐級
				園長(課長補佐)	7			
				副所長(課長補佐)	1			
				次長(課長補佐)	1			
				館長(課長補佐)	1			
				主査(課長補佐)	14			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	81	3.3	課長・担当課長	51	81	3.3	課長級
				所長	11			
				所長(再任用)	1			
				次長	1			
				副参事	12			
				副参事(再任用短時間)	5			
6級	部長、担当部長又は参事の職務	26	1.0	部長・担当部長	11	26	1.0	部長級
				部長(再任用)	1			
				局長	3			
				次長	1			
				所長	1			
				館長(再任用)	1			
				参事	5			
				参事(再任用)	1			
				副部長	1			
				会計管理者(再任用)	1			
合計		2,477	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(二)

(1)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係員の職務	67	24.6	技能 1 級職	57	67	24.6	係員
				技能 1 級職 (再任用)	5			
				技能 1 級職(再任用短時間)	5			
2 級	技能主任の職務	157	57.7	技能主任	112	157	57.7	技能主任級
				技能主任 (再任用)	20			
				技能主任 (再任用短時間)	25			
3 級	技能長又は担当技能長の職務	45	16.6	技能長	40	45	16.6	技能長級
				技能長 (再任用)	5			
4 級	統括技能長の職務	3	1.1	統括技能長	3	3	1.1	技能長級 統括
合計		272	100.0					

(2)令和3年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係員の職務	72	25.4	技能 1 級職	63	72	25.4	係員
				技能 1 級職 (再任用)	4			
				技能 1 級職(再任用短時間)	5			
2 級	技能主任の職務	167	58.8	技能主任	121	167	58.8	技能主任級
				技能主任 (再任用)	24			
				技能主任 (再任用短時間)	22			
3 級	技能長又は担当技能長の職務	42	14.8	技能長	42	42	14.8	技能長級
4 級	統括技能長の職務	3	1.1	統括技能長	3	3	1.1	技能長級 統括
合計		284	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

医療職給料表（一）

(1)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係長、担当係長又は主査の職務	1	25.0	主査	1	1	25.0	係長級
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	25.0	課長	1	1	25.0	課長級
3級	部長、担当部長又は参事の職務	2	50.0	部長	1	2	50.0	部長級
				参事	1			
合計		4	100.0					

(2)令和3年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係長、担当係長又は主査の職務	2	40.0	主査	2	2	40.0	係長級
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	20.0	課長	1	1	20.0	課長級
3級	部長、担当部長又は参事の職務	2	40.0	部長	1	2	40.0	部長級
				参事	1			
合計		5	100.0					



等級及び職制上の段階ごとの職員数

医療職給料表（二）

(1)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	2	11.7	主事	2	2	11.7	係員
2級	主任の職務	7	41.2	主任	6	7	41.2	主任級
				主任（再任用）	1			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	7	41.2	係長	1	7	41.2	係長級
				主査	6			
4級	課長補佐の職務	1	5.9	主査（課長補佐）	1	1	5.9	課長補佐級
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長級
合計		17	100.0					

(2)令和3年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	4	21.1	主事	4	4	21.1	係員
2級	主任の職務	8	42.1	主任	8	8	42.1	主任級
3級	係長、担当係長又は主査の職務	6	31.6	係長	1	6	31.6	係長級
				主査	5			
4級	課長補佐の職務	1	5.3	主査（課長補佐）	1	1	5.3	課長補佐級
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長級
合計		19	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

医療職給料表（三）

(1)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	50	44.6	主事	50	50	44.6	係員
2級	主任の職務	33	29.5	主任	30	33	29.5	主任級
				主任（再任用短時間）	3			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	24	21.4	係長	3	24	21.4	係長級
				主査	20			
				主査（再任用）	1			
4級	課長補佐の職務	3	2.7	係長（課長補佐）	3	3	2.7	課長補佐級
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	2	1.8	課長	1	2	1.8	課長級
				所長	1			
合計		112	100.0					

(2)令和3年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	42	40.8	主事	42	42	40.8	係員
2級	主任の職務	34	33.0	主任	30	34	33.0	主任級
				主任（再任用）	1			
				主任（再任用短時間）	3			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	22	21.4	係長	3	22	21.4	係長級
				主査	19			
4級	課長補佐の職務	3	2.9	係長（課長補佐）	3	3	2.9	課長補佐級
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	2	1.9	副参事	1	2	1.9	課長級
				所長	1			
合計		103	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

幼稚園教育職員給料表

(1)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	47	62.7	教諭	41	47	62.7	教諭
				教諭(育休代替)	4			
				教諭(病休代替)	1			
				教諭(再任用短時間)	1			
2級	主任教諭の職務	19	25.3	主任教諭	18	19	25.3	主任教諭
				主任教諭(再任用短時間)	1			
3級	副園長の職務	4	5.3	副園長	4	4	5.3	副園長
4級	園長の職務	5	6.7	園長	5	5	6.7	園長
合計		75	100.0					

(2)令和3年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	46	62.2	教諭	39	46	62.2	教諭
				教諭(育休代替)	3			
				教諭(産休代替)	3			
				教諭(再任用短時間)	1			
2級	主任教諭の職務	19	25.7	主任教諭	17	19	25.7	主任教諭
				主任教諭(再任用)	1			
				主任教諭(再任用短時間)	1			
3級	副園長の職務	4	5.4	副園長	4	4	5.4	副園長
4級	園長の職務	5	6.8	園長	5	5	6.8	園長
合計		74	100.0					

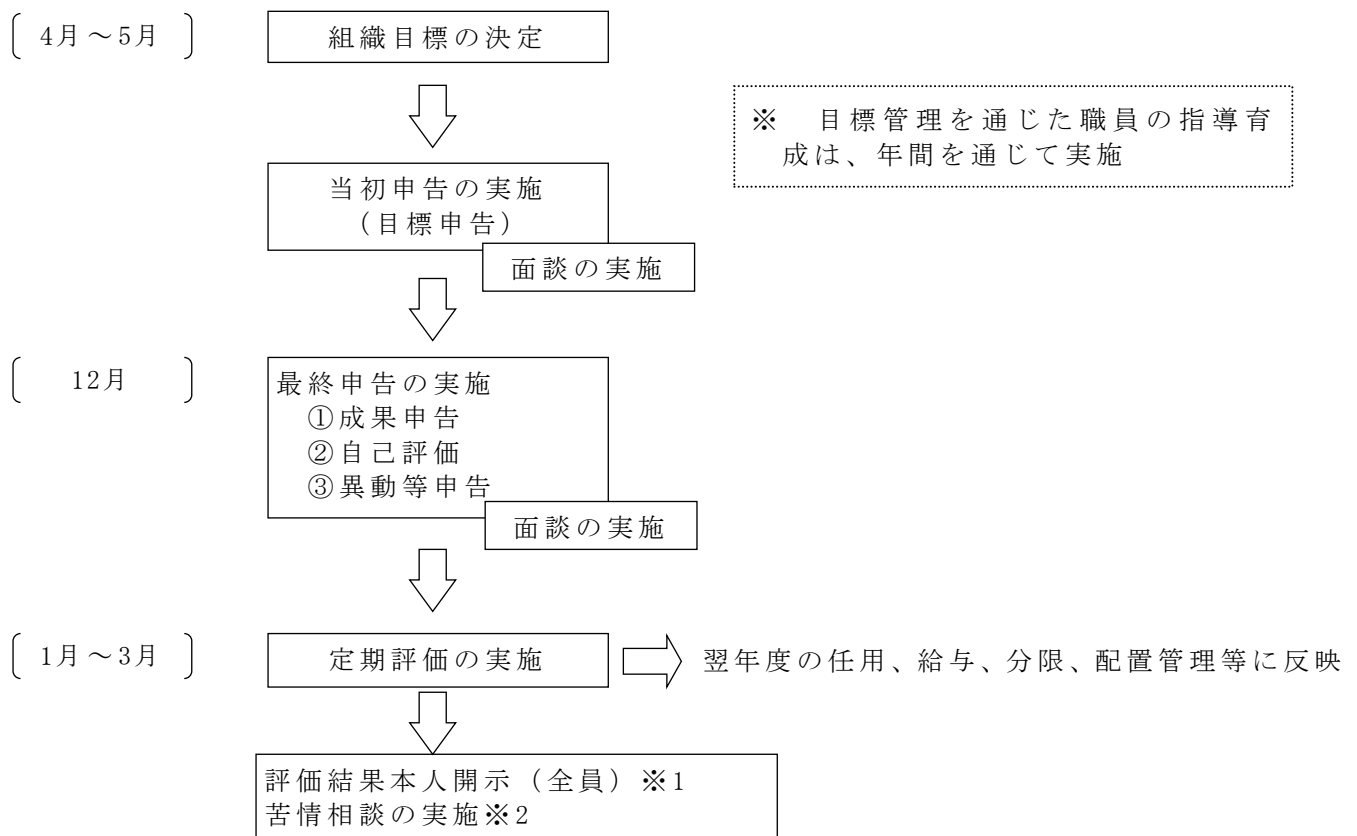
### Ⅲ 人事評価の状況

#### 1 職員の人事評価

全職員を対象に目標管理型の人事考課制度を実施しています。職務上の業績及び職務の遂行中に示した能力等を客観的かつ継続的に評価し、その結果を任用、給与、分限、配置管理等に適切に反映させています。

また、年2回の面談や日々のコミュニケーションを通じた目標管理により、人材の育成と組織力向上を図っています。

#### <目標管理型人事考課制度 実施の流れ>



※1 幼稚園教育職員は希望者のみ

※2 幹部職員には、苦情相談制度はなし。

## 2 評価結果

	評価対象期間	A	B	C	D	E	計
管理職	令和3.4.1～ 令和4.3.31	10人	18人	80人	3人	0人	111人
一般職	令和3.1.1～ 令和3.12.31	192人	523人	1,858人	12人	3人	2,588人

### 評価基準

- A：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準を大きく超え、特に顕著な業績を上げた。  
 B：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準を超え、優れた業績を上げ、職務を円滑に遂行した。  
 C：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準をほぼ満たし、職務を遂行する上で特に支障がなかった。  
 D：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準に対して、やや劣る部分や問題点があり、職務を遂行する上で、ときには支障をきたすことがあった。  
 E：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準に対して、劣る部分や問題点が顕著であり、職務を遂行する上で、頻繁に支障をきたした。

※管理職及び一般職は、「新宿区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程」の対象職員を含む。  
 ※職員数には、再任用職員を含み、他団体からの派遣、指導主事、休業・休職・中途退職者や欠勤数が一定数ある者等を除く。

## IV 給与の状況

### 1 人件費の状況【地方財政状況調査より】

年度	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和3年度	341,222人 (令和4年1月1日現在)	166,672,922千円	6,351,385千円	27,698,146千円	16.6%
令和2年度	345,231人 (令和3年1月1日現在)	184,112,762千円	3,468,510千円	27,183,315千円	14.8%

※決算数値は、普通会計決算の数値

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含む。

※令和4年1月1日現在の区の住民基本台帳人口は、日本人307,315人、外国人33,907人、計341,222人

### 2 職員給与費の状況【地方公務員給与実態調査より】

年度	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	
令和3年度	2,647人	9,482,930千円	3,765,960千円	4,405,188千円	17,654,078千円	6,669千円
令和2年度	2,629人	9,434,999千円	3,713,055千円	4,523,227千円	17,671,281千円	6,721千円

※職員数は、普通会計関係に属する職員の人数

※職員手当には、退職手当を含まない。

### 3 ラスパイレス指数の状況

年度	新宿区	特別区平均
平成28年度	98.8	99.4
令和2年度	98.3	99.1
令和3年度	98.3	98.9

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

#### 4 職員手当の状況（令和3年度決算）

##### （1）毎月決まって支給されるもの

###### ① 扶養手当

支給実績	144,463千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	184千円
種 類	手 当 額
配偶者	6,000円
子	9,000円
その他の扶養親族	6,000円
満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子(加算)	4,000円

###### ② 地域手当

支給実績	2,049,602千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	696千円
支給率	20%

###### ③ 住居手当

区分		令和3年度 手当額	支給実績	平均支給 年額※	
これに 世帯主 準ずる 者	月額家賃27,000円以上を負担する者	8,300円	127,318千円	165千円	
	加算額	当該年度末現在、27歳までの者			18,700円
		当該年度末現在、28歳から32歳までの者			9,300円

※支給職員1人当たりの平均支給年額

※これに準ずる者とは、主としてその収入により世帯の生計を支えている者をいう。

###### ④ 通勤手当

運賃相当額（1か月当たりの支給限度額は55,000円）

原則年2回、4月・10月に6か月分を一括支給します。

支給実績	379,300千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	97千円

(2) 勤務した実績に応じて支給されるもの

① 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員数	一人当たり 平均支給月額	月当たり 平均時間数
令和3年度決算	967,967千円	2,567人	31千円	—
行政職給料表(一) (事務・社会教育・福祉・心理土木造園 ・建築・機械・電気・衛生監視・学芸研究)	880,459千円	2,194人	33千円	11.5時間
事務・技術(土木造園・建築・機械・電気)	642,072千円	1,459人	36千円	13.4時間
行政職給料表(二)(技能系・業務系)	26,339千円	261人	8千円	2.6時間
医療職給料表(一)(医師・歯科医師)	5,400千円	2人	225千円	40.4時間
医療職給料表(二) (診療放射線・歯科衛生・理学療法 ・作業療法・検査技術・栄養士)	4,372千円	17人	21千円	6.1時間
医療職給料表(三)(保健師・看護師)	51,397千円	93人	46千円	13.7時間
令和2年度決算	930,562千円	2,529人	30千円	—

※職員数は、時間外勤務手当を支給した人数

※平均支給月額及び平均時間は、各給料表適用職員数を基に算出

② 特殊勤務手当

支給実績	36,628千円			
支給職員1人当たり平均支給年額	124千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合	10%			
手当の種類(手当数)	5種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に 対する支給単価	支給額
特定危険現場 業務手当	建築指導課、契約管財 課等に勤務する職員	①昇降機等の検査 ②高所における工事 監督・検査 ③特定粉じん除去作 業等における工事 監督・検査	①1台につき 190円、400円 ②日額 290円、400円 ③日額 230円	60千円
福祉事務所現 業手当	生活福祉課又は保護 担当課に勤務する職員	生活保護法等に定め る業務を行うための家 庭訪問等	日額 230円～460円	8,060千円
児童相談所等 現業手当	子ども家庭支援課に 所属する職員	児童相談所等に係る 業務	日額 200円、1,470円	2,857千円
感染症予防業 務従事手当	保健所又は保健セン ターに勤務する職員	一定の感染症の患者 に接する業務	日額 160円～660円	47千円
		新型コロナウイルス 感染症に係る業務	日額 3,000円、 4,000円	1,988千円
清掃業務 従事手当	清掃事務所に勤務す る職員	ごみの収集・運搬等	日額 700円	23,614千円



(3) 一定の時期に支給されるもの

① 期末・勤勉手当

支給実績	4,623,215千円	
1人当たり平均支給額	1,589千円	
令和3年度支給割合	期末手当	勤勉手当
	6月期 1.125月分 (0.625月分)	6月期 1.025月分 (0.50月分)
	12月期 1.175月分 (0.675月分)	12月期 1.025月分 (0.50月分)
	3月期 0.1月分 (0.05月分)	
	計 2.4月分 (1.35月分)	計 2.05月分 (1.00月分)
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置	職務段階別加算 5～20%	管理職加算 15～20%

※ ( ) は再任用職員の支給割合

【参考 勤勉手当への勤務実績の反映状況】

幹部職員、一般職員とも人事評価の結果を勤勉手当の支給率に反映している。

② 退職手当

区分		自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分
	最高限度	39.75月分	47.70月分
加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
退職時特別昇給		8号給 (公務もしくは善行のための危篤あるいは死亡)	
1人当たり平均支給額		1,859千円	20,644千円

③ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員1人 当たり平均 支給年額								
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 【月額】 ・部長職 127,600 円 (101,000 円) ・医師、歯科医師である部長職 142,400 円 (107,200 円) ・重要困難課長職 101,500 円 (73,200 円) ・課長職 92,300 円 (66,500 円) ・医師、歯科医師である課長 94,800 円 ※( )は再任用職員の月額です。 (73,100 円)	145,278 千円	1,162 千円								
初任給調整手当	医師、歯科医師・大学卒業後の期間に応じ、 【月額】118,000 円～268,500 円 ※科学技術等の専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間における賃金との差を考慮して設けられている。	13,306 千円	2,661 千円								
単身赴任手当	勤務地を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、配偶者と同居していた住宅からでは通勤困難(距離制限有り)である場合で、単身で生活することを常況とする職員に支給 【基礎額】30,000 円 【加算額】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>交通距離</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 km以上 200km 未満</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 km以上 300km 未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>300km 未満</td> <td>14,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	交通距離	加算額	100 km以上 200km 未満	6,000 円	200 km以上 300km 未満	10,000 円	300km 未満	14,000 円	480 千円	480 千円
交通距離	加算額										
100 km以上 200km 未満	6,000 円										
200 km以上 300km 未満	10,000 円										
300km 未満	14,000 円										
休日給夜勤手当	休日又は深夜に勤務した職員に支給 ・休日給 一時間当たりの給与額×1.35×勤務時間 ・夜勤手当 一時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	80,682 千円	130 千円								
宿日直手当	宿日直を行った職員に支給 【1回】 ・一般の宿日直 6,600 円 ・年末年始の日から始まる一般の宿日直 8,900 円 ・防災対策要員の宿日直 9,000 円 ・年末年始の日から始まる防災対策要員の宿日直 11,300 円 ※5 時間未満の勤務の場合の手当額は半額	5,466 千円	70 千円								

手当名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員1人 当たり 平均支給年額
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により週休日等又は週休日等以 外の日の午前0時から午前5時までの間であ って正規の勤務時間以外の時間に勤務した 場合に支給 【1回】 ・部長職 12,000円 6時間を超える勤務 18,000円 週休日等以外の日 6,000円 ・重要困難課長職、課長職 10,000円 6時間を超える勤務 15,000円 週休日等以外の日 5,000円	1,932千円	80千円

#### 5 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（各年度4月1日現在）

令和4年度	区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	一般行政職		299,217円	426,300円	40歳 3月
技能職			291,609円	400,682円	52歳 3月
	うち清掃職員		294,872円	420,303円	51歳 4月
	うち用務職員		288,434円	363,437円	57歳 0月

令和3年度	区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	一般行政職		300,796円	427,897円	40歳 3月
技能職			292,437円	403,025円	52歳 1月
	うち清掃職員		294,650円	423,649円	50歳 9月
	うち用務職員		291,809円	366,210円	56歳 9月

※給料とは民間の基本給に相当するもので、給与は、給料のほか、毎月支給される手当を含む。

#### 6 職員の初任給の状況（各年度4月1日現在）

区分		令和4年度	令和3年度
一般行政職	大学卒程度	183,700円	183,700円
	高校卒程度	147,100円	147,100円
技能職		139,400円～ 143,700円	139,400円～ 143,700円

7 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（各年度4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
令和4年度	一般行政職	大学卒程度	286,160円	330,552円	372,584円
		高校卒程度	226,620円	286,320円	323,016円
	技能職		—	—	299,110円
令和3年度	一般行政職	大学卒程度	297,146円	334,458円	371,671円
		高校卒程度	233,360円	264,600円	318,600円
	技能職		240,300円	—	296,974円

※経験年数には、採用前の職歴などが加算されている場合があります。

8 一般行政職の級別職員数の状況【地方公務員給与実態調査より】（令和4年4月1日現在）

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長 主査	主任	2級～6級までの職務の級に属さない係員	
職員数	19人	70人	86人	234人	592人	525人	1,526人
構成比	1.3%	4.6%	5.6%	15.3%	38.8%	34.4%	100%

※新宿区の給与条例に基づく給料表の級区分による。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務

※職員数は「地方公務員給与実態調査」の分類による一般行政職の人数で、税務職、医療技術職、福祉職等を除く。

※構成比は端数を調整している。

## 9 昇給の状況

幹部職員、一般職員とも定期評価の結果を昇給に反映させています。

昇給区分は、A（6号昇給）、B（5号昇給）、C（4号昇給）、D（3号昇給）、E（昇給なし）の5段階です。

区分		全職種				
		行政職	技能 労務職	医療職	幼稚園 教育職員	
令和4年 4月1日 昇給	職員数（ア）	2,202人	1,866人	192人	87人	57人
	昇給区分A又はBの職員数（イ） 構成比率（イ／ア）	653人 29.7%	540人 28.9%	60人 31.3%	36人 41.4%	17人 29.8%
	昇給区分Cの職員数（エ） 構成比率（エ／ア）	1,538人 69.8%	1,316人 70.5%	132人 68.8%	51人 58.6%	39人 68.4%
	昇給区分D又はEの職員数（オ） 構成比率（オ／ア）	11人 0.5%	11人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 1.8%
令和3年 4月1日 昇給	職員数（ア）	2,225人	1,879人	199人	93人	54人
	昇給区分A又はBの職員数（イ） 構成比率（イ／ア）	661人 29.7%	551人 29.3%	58人 29.1%	37人 39.8%	15人 27.8%
	昇給区分Cの職員数（エ） 構成比率（エ／ア）	1,546人 69.5%	1,310人 69.7%	141人 70.9%	56人 60.2%	39人 72.2%
	昇給区分D又はEの職員数（オ） 構成比率（オ／ア）	18人 0.8%	18人 1.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%

※管理職及び一般職は、「新宿区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程」の対象職員を含む。

※職員数には、再任用職員、他団体からの派遣、指導主事、休業・休職・中途退職者や欠勤数が一定数ある者等を除く。

※職員数は昇給の無かった者は含まない。

10 特別職の報酬等の状況（各年度4月1日現在）

令和4年度	区分		給料・報酬	地域手当	支給額計	期末手当	
	給料	区長	1,161,000円	150,930円	1,311,930円	6月期	1.325月分
		副区長	931,000円	121,030円	1,052,030円		
	報酬	議長	939,000円	—	939,000円	12月期	1.375月分
		副議長	801,000円	—	801,000円	3月期	0.20月分
		議員	613,000円	—	613,000円	計	2.90月分
	区分		算定方式 退職時給料月額に次に掲げる割合を得た額			1期の手当額	支給時期
退職手当	区長	勤続期間1年につき 437/100			20,294,280円	任期満了時	
	副区長	勤続期間1年につき 301/100			11,209,240円	任期満了時	

令和3年度	区分		給料・報酬	地域手当	支給額計	期末手当	
	給料	区長	1,161,000円	150,930円	1,311,930円	6月期	1.40月分
		副区長	931,000円	121,030円	1,052,030円		
	報酬	議長	939,000円	—	939,000円	12月期	1.45月分
		副議長	801,000円	—	801,000円	3月期	0.20月分
		議員	613,000円	—	613,000円	計	3.05月分
	区分		算定方式 退職時給料月額に次に掲げる割合を得た額			1期の手当額	支給時期
退職手当	区長	勤続期間1年につき 437/100			20,294,280円	任期満了時	
	副区長	勤続期間1年につき 301/100			11,209,240円	任期満了時	

※期末手当の額は、給料及び地域手当の月額又は報酬月額に一定の加算をし、上記の支給率を乗じた額

[加算] 区長等 (給料+地域手当)×20/100+給料×25/100

議長等 報酬月額×45/100

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額

※副区長には、このほかに通勤手当が支給される。

## V 勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間等

一般職員的主要勤務形態

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	週 休 日
38時間45分	7時間45分	日曜日及び土曜日
職務の性質により、4週間を通じて、平均して1週間あたり38時間45分とすることができる。		職務の性質により、4週間を通じて8日とすることができる。

### 2 休暇制度

職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇の4種類があります。

#### (1) 年次有給休暇

職員の心身の疲労回復、労働力の維持培養を目的とした休暇です。

付与日数は1年について20日で、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に限り、繰り越すことができます。

取得状況

年	職員数	平均取得日数	取得率
令和3年1月～令和3年12月	2,304人	15.0日	40.0%
前年	2,339人	14.6日	40.0%

※「職員数」には、再任用職員、育児休業中・休職中等の職員、期間途中で採用・退職した職員は含みません。

#### (2) 病気休暇

職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合における休暇です。

取得状況

年	総取得日数			取得延人数		
	男	女	合計	男	女	合計
令和3年1月～ 令和3年12月	3,337日	5,876日	9,213日	83人	137人	220人
前年	2,777日	4,546日	7,323日	60人	107人	167人

### (3) 特別休暇

あらかじめ定められた事由に該当する場合に認められる休暇で、公民権行使等休暇、出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児休暇、短期の介護休暇の17種類があります。

#### ① 出産支援休暇取得状況

男性職員が配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇です。取得できる日数は配偶者の出産の前後を通じて3日以内で、1時間を単位として取得することもできます。

取得状況

年度	対象人数	取得人数	取得率	1人当たり平均取得日数
令和3年度	44人	38人	86.4%	2.7日
令和2年度	44人	39人	88.6%	2.6日

#### ② ボランティア休暇取得状況

職員が、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うために、必要と認められる場合の休暇です。承認期間は暦年において5日以内です。

取得状況

対象活動	取得者数	
	令和3年	前年
災害被災地での支援活動	0人	0人
障害者、高齢者等施設における活動	0人	0人
日常生活を営むのに支障のある者の介護等支援活動	0人	0人
国・地方公共団体が主催、後援する事業を支援する活動	2人	0人

#### ③ 子の看護のための休暇取得状況

職員が、養育する小学校6年生までの子の看護（負傷し若しくは疾病にかかったときの世話又は疾病予防のために予防接種等を受けさせること）を行うために、必要と認められる場合の休暇です。取得できる日数は年度において5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日以内）で、1時間を単位として取得することもできます。

取得状況

年度	取得人数			1人当たり平均取得日数		
	男	女	合計	男	女	合計
令和3年度	179人	185人	364人	4.2日	4.3日	4.2日
令和2年度	143人	164人	307人	4.3日	3.8日	4.0日



(4) 介護休暇

職員が、配偶者又は二親等以内の親族の負傷、疾病又は老齢により日常生活において支障があるものの介護をするために、必要と認められる場合の休暇です。

介護休暇の承認期間は指定期間を通算して6か月の範囲において必要と認められる期間です。

介護休暇により勤務しない期間については、給与が減額されます。

取得状況

年度	区分	介護休暇 取得者数	再掲 要介護者別の内訳(職員との続柄別)						
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫
令和3年度	男性 職員	2人		2人					
	女性 職員	4人		3人	1人				
令和2年度	男性 職員	0人							
	女性 職員	3人		3人					

## VI 休業の状況

休業には、育児休業、部分休業、配偶者同行休業の3種類があります。

### (1) 育児休業・部分休業

育児休業及び部分休業は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした休業制度です。

育児休業は、3歳に満たない子を養育する職員が、3歳に達する日までの期間を限度として育児のために休業できる制度です。育児休業期間中、給与は支給されません。

また、部分休業は、職員が小学校就学前の子を養育しつつ勤務する場合に、公務に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部（勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間限度）を勤務しないことができる制度です。部分休業により勤務しない時間については、給与が減額されます。

なお、休業とは異なりますが、職員が小学校就学前の子を養育しつつ勤務する場合に、週の勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から選択して勤務することができる育児短時間勤務制度が設けられています。職員には、勤務時間に応じた給与が支給されます。

取得状況

年度	職員種別	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
令和3年度	男性	22人	4人	0人
	女性	164人	157人	5人
令和2年度	男性	18人	5人	0人
	女性	156人	140人	7人

### (2) 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にすることを可能とする制度で平成26年7月から導入しました。

取得状況(新規取得及び継続中)

年度	職員種別	配偶者同行休業 取得者数
令和3年度	男性	1人
	女性	2人
令和2年度	男性	0人
	女性	3人

## Ⅶ 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分

分限処分とは、職員が心身の故障など一定の事由により、その職務を果たすことができなくなった場合等に行う処分で、免職、降任、休職、降給があります。

分限処分者数

年度	免職	降任	休職	降給
令和3年度	0人	0人	71人	0人
令和2年度	0人	0人	53人	0人

### (2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員に法令違反等の一定の義務違反があった場合に制裁的に行う処分で、免職、停職、減給、戒告があります。

懲戒処分者数

年度	免職	停職	減給	戒告
令和3年度	0人	1人	0人	0人
令和2年度	0人	0人	0人	0人

## Ⅷ サービスの状況

サービスとは、職務を遂行するにあたって、職員が守るべき義務ないし規律を意味しており、地方公務員法第30条で、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定め、職員のサービスの根本基準を明らかにしています。そして、同法では、職員のサービスについて、以下のとおり各種の義務・規律を定めています。

### (1) 職務上の義務

- ア サービスの宣誓
- イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ウ 職務に専念する義務

### (2) 身分上の義務

- ア 信用失墜行為の禁止
- イ 秘密を守る義務
- ウ 政治的行為の制限
- エ 争議行為等の禁止
- オ 営利企業等の従事制限

新宿区では、職員のサービスに関して、「新宿区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」、「新宿区職員サービス規程」、「利害関係者との間における行為の制限等に関する指針」、「新宿区サービス監察規程」、「新宿区職員の兼業許可等に関する事務取扱規程」、「新宿区職場におけるハラスメントの防止等に関する規程」「新宿区ハラスメント防止に関する指針」などを定め、職員のサービス規律の確保に努めています。

## Ⅸ 退職管理の状況

### 1 退職管理

地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 の規定に基づき、「新宿区職員の退職管理に関する条例」及び「新宿区職員の退職管理に関する条例施行規則」を定め、再就職の公正性、透明性の確保及び信頼性を高めるため、課長職以上であった職員が営利企業等へ再就職した場合は、任命権者は再就職先の名称、再就職先における地位等の届出を受けるとともに、その内容を公表しています。

### 2 再就職の状況

退職時に課長職以上であった職員の再就職の状況（令和 4 年度）

各欄の上段は退職者、下段は再任用終了による離職者

(人)

退職時職位	退職者・ 離職者数		特別職(副 区長等) 就任	再任用等 (※1)	再就職			特別職就任 再任用 再就職 計
					外郭団体 (※2)	公益団体 等(※3)	民間企業	
部長職	退職者	7	1	2	2	1	-	6
	離職者	1	-	-	1	-	-	1
課長職	退職者	5	-	4	1	-	-	5
	離職者	1	-	-	-	1	-	1
校・園長職	退職者	6	-	4	-	1	-	5
	離職者	1	-	-	-	1	-	1
副校長職	退職者	1	-	1	-	-	-	1
	離職者	-	-	-	-	-	-	-
計	退職者	19	1	11	3	2	-	17
	離職者	3	-	-	1	2	-	3

※1 再任用等とは、新宿区、東京都の再任用、会計年度任用職員を言います。(未離職 届出対象外)

※2 外郭団体とは、区が出資を行っている団体を言います。

※3 公益団体等には、公益財団法人、公益社団法人の他に、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO)、等を含みます。ただし※2を除きます。

## X 研修の状況

### 職員の研修実績

研 修 名			令和 3 年度		研 修 名			令和 2 年度	
			回数	人数				回数	人数
区 研 修	(必須研修) 職 層 研 修	新任研修	29回	972人	区 研 修	職 層 研 修	新任研修	20回	754人
		現任研修	14回	688人			現任研修（基礎・ 中級・上級・主任・ 技能主任・再任用）	24回	537人
		主任研修	33回	820人			管理・監督者研修	18回	285人
		再任用研修	2回	35人					
		係長研修	19回	278人					
		課長補佐研修	1回	13人			合格者研修（昇任選考 合格者対象）	7回	151人
		管理職研修	23回	349人					
	合格者研修（昇任 選考合格者対象）	2回	30人	実務研修（IT研修等）	9回	105人			
	選択研修	20回	286人	特別研修（政策法務研 修・公務員倫理等）	47回	859人			
				派遣研修	0回	0人			
区研修合計			143回	3,471人	区研修合計			125回	2,691人
2 3 区 共 同 研 修	専門研修	66回	197人	2 3 区 共 同 研 修	職 層 研 修	新任研修	12回	237人	
	児童相談所研修	15回	37人			現任研修	20回	72人	
	職層研修	48回	360人			管理・監督者研修	23回	54人	
	清掃研修	9回	10人			公務員倫理・人権 研修	2回	2人	
	ステップアップ研修	44回	97人		専門研修	41回	102人		
	自治体経営研修	3回	17人		専門研修（清掃）	8回	17人		
	サポート研修	18回	39人		特別研修	92回	214人		
23区共同研修合計			203回	757人	23区共同研修合計			198回	698人
第1ブロック合同研修 （新宿区・千代田区・中 央区・港区）			13回	69人	第1ブロック合同研修 （新宿区・千代田区・中 央区・港区）			12回	66人
その他研修 （特別区協議会等）			13回	15人	その他研修 （特別区協議会等）			6回	7人
総 合 計			372回	4,312人	総 合 計			341回	3,462人

※上記のほかに、自己啓発及び職場研修（OJT等）に取り組んでいます。

## XI 福祉及び利益の保護の状況

福利厚生事業は、法律で定められている、いわゆる法定事業と、事業主として実施している法定外の事業とに分けられます。

法定	共済制度	東京都職員共済組合
	その他の制度	公務災害補償
		安全管理(一部法定外)
法定外	健康管理	健康診断・健康相談(一部法定外)
		職場環境衛生
法定外	互助制度	特別区職員互助組合
		新宿区職員互助会

### 1 東京都職員共済組合

東京都職員共済組合では、職員の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的に、長期給付・短期給付、福祉事業等を実施しています。各事業に要する経費は、組合員と地方公共団体が負担しています。

### 2 公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上及び通勤途上の災害に対して補償を行っています。

年度	公務災害	通勤災害	合計
令和3年度	11件	2件	13件
令和2年度	11件	4件	15件

### 3 安全衛生管理

労働安全衛生法等に基づき、職員の健康診断、健康相談、衛生教育、精神保健相談等を実施するとともに、良好な職場環境の維持管理に努めています。

### 4 特別区職員互助組合

職員の相互共済及び福利増進を目的として設置され、「団体契約保険」、「各種セミナー」等の事業を行っています。組合で行う事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と手数料等の収入で運営されています。

### 5 新宿区職員互助会

職員の相互扶助と福利厚生の充実を図ることを目的に設置された団体で、会員数は、令和4年4月1日現在3,089名(令和3年4月1日現在3,079名)です。事業概要は、福利厚生事業、文化体育事業、給付事業、貸付事業(あっせん)等です。福利厚生事業、文化体育事業に要する財源は、職員の会費と区の交付金等により、給付事業、貸付事業は、職員の会費により行われています。

令和3年度決算

会費収入	38,220,690円
区交付金	28,737,271円

会費は、給料月額 $\times$ 1/300+100円です。

## XII 特別区人事委員会の業務状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

※ ここに掲載している競争試験及び選考は、令和3年度に特別区人事委員会が実施したものです。任命権者が特別区人事委員会から委任されて実施した選考の実施状況は、「I 職員の任免及び職員数に関する状況」に掲載しています。

#### (1) 採用試験等

##### ① 受験資格

採用区分	職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
I 類	事務	有	22歳以上 32歳未満	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活字印刷文による出題に対応できる人(ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。)</li> <li>・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人</li> </ul>
	土木造園(土木)				
	土木造園(造園)				
	建築				
	機械				
	電気				
	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士(注4)	
	心理		40歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人	
	衛生監視(衛生)	有	22歳以上 30歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	衛生監視(化学)				
保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師		
III 類	事務	有	18歳以上 22歳未満	/	・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
障害者 (注1)	事務	有	18歳以上 32歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている人(注5)</li> <li>・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</li> </ul>	

経験者1級職	事務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が4年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある人（注3））	当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）	・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
	土木造園（土木）					
	建築					
	機械					
	電気	無				
	福祉					
	児童福祉					
	児童指導					
	児童心理					
経験者2級職（主任）	事務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が8年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が3年以上ある人（注3））	当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）	・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
	土木造園（土木）					
	建築					
	福祉	無				
	児童福祉					
	児童指導					
	児童心理					
経験者3級職（係長級）	児童福祉	無	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が12年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が5年以上ある人（注3））	当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）	・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
	児童指導					
	児童心理					



就職氷河期世代 (注2)	事務	有	昭和45年 4月2日 から昭和 61年4月 1日まで に生まれ た者			・活字印刷文又は点字による出 題に対応できる人
-----------------	----	---	--	--	--	----------------------------

(注1)障害者を対象とする採用選考の略

(注2)就職氷河期世代を対象とする採用試験の略

(注3)児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉：児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務経験

児童指導：児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理：児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、  
心理療法又はカウンセリングの業務経験

(注4)試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、  
保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

(注5)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により  
知的障害者であると判定された人

② 日程

項 目	I 類採用試験 【一般方式】	I 類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考
告 示	3月19日(金)	3月19日(金)	6月24日(木)	6月24日(木)
申込受付	3月19日(金)～ 4月5日(月)	3月19日(金)～ 4月5日(月)	6月24日(木)～ 7月15日(木)	6月24日(木)～ 7月15日(木)
1次試験・選考	5月2日(日)	5月2日(日)	9月12日(日)	9月11日(土)
1次合格発表	6月25日(金)	6月25日(金)	10月22日(金)	10月22日(金)
2次試験・選考	7月6日(火)～ 7月16日(金)	7月6日(火)～ 7月16日(金)	11月4日(木)・ 11月5日(金)	10月30日(土)・ 10月31日(日)・ 11月6日(土)・ 11月7日(日)
最終合格発表	7月27日(火) (技術系) 8月4日(水) (技術系以外)	7月27日(火)	11月19日(金)	11月19日(金)

項 目	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告 示	6月24日(木)	6月24日(木)
申込受付	6月24日(木)～ 7月15日(木) ※郵送申込は 7月14日(水)消印有効	6月24日(木)～ 7月15日(木)
1次試験・選考	9月12日(日)	9月11日(土)
1次合格発表	10月13日(水)	10月22日(金)
2次試験・選考	11月1日(月)・ 11月2日(火)・ 11月8日(月)	11月3日(水)
最終合格発表	11月19日(金)	11月19日(金)

※技術系…土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気の試験区分

## ③ 実施状況

単位：人

採用区分	職 種 (試験・選考 区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		3年度	2年度	比 較 増△減	3年度	2年度	比 較 増△減	3年度	2年度	比 較 増△減
I 類 【一般方式】	事務	11,449	14,339	△ 2,890	9,019	8,121	898	1,881	1,741	140
	土木造園 (土木)	283	432	△ 149	214	201	13	109	66	43
	土木造園 (造園)	67	87	△ 20	47	44	3	18	12	6
	建築	117	160	△ 43	100	101	△ 1	59	40	19
	機械	68	123	△ 55	54	57	△ 3	27	16	11
	電気	110	161	△ 51	72	72	0	24	23	1
	福祉	468	567	△ 99	399	347	52	211	165	46
	心理	217	292	△ 75	156	170	△ 14	60	45	15
	衛生監視 (衛生)	134	191	△ 57	117	120	△ 3	52	72	△ 20
	衛生監視 (化学)	64	103	△ 39	47	42	5	7	7	0
	保健師	449	405	44	376	291	85	212	155	57
	小計	13,426	16,860	△ 3,434	10,601	9,566	1,035	2,660	2,342	318
I 類 【土木・建築新方式】	土木造園 (土木)	138	138	0	95	57	38	38	26	12
	建築	70	79	△ 9	47	36	11	26	17	9
	小計	208	217	△ 9	142	93	49	64	43	21
III 類	事務	3,638	5,283	△ 1,645	2,904	3,892	△ 988	392	398	△ 6
III類【障害者を 対象とする採用 選考】	事務	343	302	41	255	228	27	80	99	△ 19

經驗者	1級職	事務	1,799	1,662	137	1,302	1,247	55	172	155	17
		土木造園 (土木)	48	43	5	35	32	3	13	17	△ 4
		建築	45	42	3	35	30	5	21	20	1
		機械	29	24	5	19	22	△ 3	7	9	△ 2
		電氣	37	28	9	24	22	2	11	9	2
		福祉	63	69	△ 6	51	60	△ 9	27	28	△ 1
		児童福祉	24	19	5	21	16	5	14	11	3
		児童指導	14	12	2	12	9	3	11	7	4
		児童心理	33	20	13	30	17	13	16	10	6
		小計	2,092	1,919	173	1,529	1,455	74	292	266	26
	2級職 (主任)	事務	1,093	1,080	13	762	809	△ 47	59	57	2
		土木造園 (土木)	35	43	△ 8	19	31	△ 12	6	7	△ 1
		建築	26	38	△ 12	20	25	△ 5	6	10	△ 4
		福祉	53	63	△ 10	42	49	△ 7	15	23	△ 8
		児童福祉	28	31	△ 3	27	28	△ 1	17	16	1
		児童指導	13	11	2	12	10	2	9	5	4
		児童心理	9	13	△ 4	9	13	△ 4	6	5	1
		小計	1,257	1,279	△ 22	891	965	△ 74	118	123	△ 5
	3級職 (係長級)	児童福祉	15	13	2	13	11	2	7	6	1
		児童指導	1	2	△ 1	1	2	△ 1	1	2	△ 1
児童心理		9	5	4	9	5	4	8	2	6	
小計		25	20	5	23	18	5	16	10	6	
就職氷河期世代	事務	1,359	2,479	△ 1,120	974	1,514	△ 540	42	40	2	
合計		22,348	28,359	△ 6,011	17,319	17,731	△ 412	3,664	3,321	343	

## (2) 採用選考等

令和3年度人事委員会が実施した新宿区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

### ア 専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	0人
行政専門職（法務の課長級以上）	0人

### イ 一般職の任期付職員

#### 法第三条<sup>※1</sup>に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	0人
課長補佐	0人
課長	0人
部長	0人

#### 法第四条<sup>※1</sup>に基づく採用

採用職層	合格者数
係員（1級職）	0人
課長	0人
部長	0人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

## (3) 管理職選考

### ① 受験資格等

#### ○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任以上の在職期間が6年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。）

(受験方式) 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式－主任の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験翌年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※ 翌年度にI類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

#### ○ II類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢46歳以上56歳未満で、課長補佐の在職期間が2年以上の人

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

② 実施状況【合格者決定】

(23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計)

イ 実施状況 (合格者決定)

I 類 (全部及び免除受験方式) 及び II 類

(単位: 人、%)

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)			
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	
I 類	事務	338	334	4	207	201	6	118	110	8	34.9	32.9	2.0	
	技術	I	60	63	△ 3	18	23	△ 5	12	15	△ 3	20.0	23.8	△ 3.8
		II	29	30	△ 1	14	18	△ 4	12	12	0	41.4	40.0	1.4
		III	48	42	6	11	10	1	7	5	2	14.6	11.9	2.7
	小計	137	135	2	43	51	△ 8	31	32	△ 1	22.6	23.7	△ 1.1	
I 類計		475	469	6	250	252	△ 2	149	142	7	31.4	30.3	1.1	
II 類	事務	42	52	△ 10	41	46	△ 5	33	36	△ 3	78.6	69.2	9.4	
	技術	22	15	7	13	10	3	11	9	2	50.0	60.0	△ 10.0	
	II 類計	64	67	△ 3	54	56	△ 2	44	45	△ 1	68.8	67.2	1.6	
合計		539	536	3	304	308	△ 4	193	187	6	35.8	34.9	0.9	

I 類 (全部受験方式)

(単位: 人、%)

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)			
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	
I 類 (全部)	事務	175	157	18	89	81	8	59	49	10	33.7	31.2	2.5	
	技術	I	27	29	△ 2	5	8	△ 3	4	5	△ 1	14.8	17.2	△ 2.4
		II	16	13	3	8	8	0	7	5	2	43.8	38.5	5.3
		III	13	18	△ 5	2	4	△ 2	1	2	△ 1	7.7	11.1	△ 3.4
	小計	56	60	△ 4	15	20	△ 5	12	12	0	21.4	20.0	1.4	
合計		231	217	14	104	101	3	71	61	10	30.7	28.1	2.6	

I 類 (免除受験方式)

(単位: 人、%)

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)			
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	
I 類 (免除)	事務	163	177	△ 14	118	120	△ 2	59	61	△ 2	36.2	34.5	1.7	
	技術	I	33	34	△ 1	13	15	△ 2	8	10	△ 2	24.2	29.4	△ 5.2
		II	13	17	△ 4	6	10	△ 4	5	7	△ 2	38.5	41.2	△ 2.7
		III	35	24	11	9	6	3	6	3	3	17.1	12.5	4.6
	小計	81	75	6	28	31	△ 3	19	20	△ 1	23.5	26.7	△ 3.2	
合計		244	252	△ 8	146	151	△ 5	78	81	△ 3	32.0	32.1	△ 0.1	

ウ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

		対象者数				免除者数				免除率			
		計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
			全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
		A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事務		486	114	121	251	132	20	30	82	27.2	17.5	24.8	32.7
技術	I	78	21	34	23	24	9	9	6	30.8	42.9	26.5	26.1
	II	37	9	10	18	15	1	4	10	40.5	11.1	40.0	55.6
	III	51	11	23	17	15	6	7	2	29.4	54.5	30.4	11.8
	小計	166	41	67	58	54	16	20	18	32.5	39.0	29.9	31.0
合計		652	155	188	309	186	36	50	100	28.5	23.2	26.6	32.4

- 注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数  
 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人  
 3 分割とは、分割受験方式で受験した人  
 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人  
 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第2項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和3年は、10月20日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

### 〔本年のポイント〕

- 1 月例給  
公民較差△94円（△0.02%）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適当
  - 2 特別給（期末手当・勤勉手当）  
年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）、期末手当から差し引き
- ◎ 職員の平均年間給与は、約5万9千円の減

### 職員の給与に関する報告・勧告

#### I 職員と民間従業員との給与の比較

##### 1 職員給与等実態調査の内容（令和3年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,005人	30,921人	378,430円	38.9歳

##### 2 民間給与実態調査の内容（令和3年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,110民間事業所を調査（調査完了665事業所）

##### 3 公民比較の結果

###### ○月例給

民間従業員	職員	差
378,336円	378,430円	△94円（△0.02%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

###### ○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.47月分	4.60月	△0.13月

##### 4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を94円（0.02%）上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料



表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△2,347円である。

## 5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,818人に対し、本年4月1日時点で1,443人、減少数は375人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の54人で約14%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

## II 改定の内容

### 1 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引き

### 2 実施時期

- ・ 条例の公布の日

## III 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

## 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

### 1 人事・給与制度

#### (1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

- ・ 管理監督職の多数を占める高年齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組を一層進める必要

#### (2) 人材の確保

##### (採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求める人材像である「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ DXの進展による行政サービスの変革を担うに相応しい人材の確保及び育成方法の研究
- ・ スマートフォンでのウェブ申込の拡大や面接カードのウェブ作成・提出方式の導入等受験生の利便性を向上
- ・ 土木・建築職における採用試験申込者数は、I類採用試験一般方式については大幅に減少している一方で、新方式については安定しており、新方式による採用数の増等、その一層の活用を検討

##### (採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携し、PRを図っていく必要
- ・ オンライン説明会や動画配信等、オンラインによるPR活動を更に充実

#### (3) 人材の育成

#### (人事評価制度の適切な運用)

- ・ 任命権者においては、人事評価制度について分析・検証を行い、国や他の地方公共団体の先進的な事例の積極的な導入を図り、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要

#### (若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 若年層職員の昇任意欲の醸成のため、昇任への不安解消等、昇任意欲を阻害する具体的な要因を的確に把握し取り除いていく取組の推進が必要
- ・ 任命権者においては、各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進めていく必要

#### (管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 管理職選考種別Ⅰ類において、女性職員の管理職選考の申込率は、男性職員に比してかなり低いものとなっており、女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取組が必要
- ・ 管理職選考種別Ⅱ類を中心とした管理職選考制度の改正の検討に当たっては、現行制度の趣旨を踏まえ、公平性及び透明性が担保され、職員にとって、能力と努力が正当に評価されているという安心感の得られる制度とすることが必要

#### (4) 会計年度任用職員への対応

- ・ 任命権者においては、適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

#### (5) 保育教諭等への対応

- ・ 引き続き保育教諭等という新たな職の在り方を統一的に整理するための検討が必要

## 2 勤務環境の整備等

### (1) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークは、働き方改革を推進していく上で有効な手法の一つ。その導入に当たっては課題もあるが、解決策を講じながら、区の業務の特性を考慮しつつテレワークの導入及び定着に向けた取組を進めていく。
- ・ 時差勤務制度については、働き方の選択肢の一つとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を一層活用

### (2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 国による諸制度の改正も視野に入れながら、制度の検討及び規定の整備を行い、仕事と家庭の両立支援を今まで以上に推し進める必要

#### (男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しており、「第5次男女共同参画基本計画」に掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成しているが、各区分にみると大きな差がある。また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、諸制度の改善に取り組むとともに、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や研修の場での意識啓発等の取組を継続することで、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していく必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要

#### (不妊治療のための休暇の創設)

- ・ 任命権者においては、不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要

#### (会計年度任用職員の両立支援制度)

- ・ 任命権者においては、会計年度任用職員も育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要

### (3) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、業務の簡素化、他部署からの応援、職員の増員等、様々な対策を講じて超過勤務縮減に努めることが必要
- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題となっている。各区において、教職員の働き方の意識改革を推進するとともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策を講じることが必要

### (4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響が懸念される。また、在宅勤務における課題も指摘されている。
- ・ 心の健康問題により休職した者が職場復帰した後に、再発して再び休職した職員数の割合は、毎年増加しており、より一層の対策強化が必要
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

### (5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

## 3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響
- ・ 働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進むとともにDXの進展による業務変革の新たなうねりが押しよせてきている中で、特別区としての使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を一層推進し、前例にとらわれない業務変革に取り組み、職員一人ひとりが職務に邁進し、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

## 定年引上げに関する意見

### 1 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用

することが不可欠

## 2 法改正による定年の引上げ

- ・ 改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられる。任命権者においては、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要

### (1) 60歳を超える職員の任用

- ・ 役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要

### (2) 60歳を超える職員の給与

- ・ 当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定することが適当

### (3) 高齢者部分休業

- ・ 任命権者においては、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から高齢者部分休業の導入について検討する必要

## 3 今後の高齢層職員の在り方

- ・ 在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き研究

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度中における新宿区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	3年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
0	0	0	0	

### 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度中における新宿区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	3年度 提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	0	1	

新宿区の人事行政の運営状況（令和4年11月）

---

印刷物作成番号 2022-7-2310  
令和4年11月発行  
編集・発行 新宿区総務部人事課  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1  
電話 03-5273-4053（直通）  
FAX 03-3209-9947

この冊子は、地球環境保全推進のため、再生紙  
を使用しています。